Ⅱ 第66号議案 市道路線認定及び廃止の件

第66号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し, 及び廃止する。

令和2年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

			備		考	議案
路線名	起 点	終点	予定延長	予定幅員	その他	参照図
			(メートル)	(メートル)		番号
北鈴蘭	神戸市北区甲	神戸市北区甲	69. 30	6.00		その1
台112号	栄台4丁目 14	栄台4丁目 14				
線	番 164 地先	番 163 地先				
北鈴蘭	神戸市北区甲	神戸市北区甲	71.00	6. 00		その1
台113号	栄台4丁目 14	栄台4丁目 14				
線	番 35 地先	番 177 地先				
北鈴蘭	神戸市北区甲	神戸市北区甲	135. 70	6.00		その1
台114号	栄台4丁目 14	栄台4丁目 14				
線	番 205 地先	番 204 地先				
北鈴蘭	神戸市北区甲	神戸市北区甲	134. 10	6.00		その1
台115号	栄台4丁目 14	1 ' '				
線	番 39 地先	番 230 地先				
北鈴蘭	神戸市北区甲	神戸市北区甲	70. 20	6.00		その1
台116号	栄台4丁目 14	栄台4丁目 14				
線	番 231 地先	番 237 地先				
大池103	神戸市北区西	神戸市北区西	69.00	6.00		その2
号線	大池2丁目1	大池2丁目1				
	番196地先	番188地先				
大池104	神戸市北区西	神戸市北区西	71.00	6.00		その2
号線	大池2丁目1	大池2丁目1				
	番234地先	番203地先				
大池105	神戸市北区西	神戸市北区西	64. 50	6.00		その2
号線	大池2丁目1	大池2丁目1				
	番224地先	番216地先				

2 廃止する市道路線

					備			考	議	案
路線名	起	点	終	点	延	長	幅	員	参照	図
					(メー	・トル)	(メー	トル)	番	号
山田里	神戸市	北区山	神戸市	北区山		34. 30		1.00	その	3
341号線	田町小	部字北	田町小	部字北						
	ノ谷14	番地先	ノ谷26	番10地						
			先							

伊川谷	神戸市西区北	神戸市西区北	22. 40		1.00	その4
里802号	別府1丁目	別府1丁目				
線	1307番地先	1498番 1 地先				
玉津里	神戸市西区玉	神戸市西区玉	52. 70		2.00	その5
276号線	津町二ツ屋字	津町二ツ屋字				
	矢ノ脇120番 1	矢ノ脇118番地				
	地先	先				
岩岡第	神戸市西区岩	神戸市西区岩	19. 00	最大	2.40	その6
126号線	岡町岩岡字下	岡町岩岡字下		最小	1.70	
	場2680番3地	場2679番2地				
	先	先				
有野町	神戸市北区有	神戸市北区有	83. 50		1.00	その7
合併第	野町有野字荒	野町有野字馬				
116号線	堀2425番3地	場2429番3地				
	先	先				
北鈴蘭	神戸市北区甲	神戸市北区甲	161. 20		4.80	その8
台 57 号	栄台2丁目14	栄台2丁目14				
線	番30地先	番33地先				
板宿大	神戸市須磨区	神戸市須磨区	114. 70	最大	2. 10	その9
手方面	大手町8丁目	大手町5丁目		最小	1.80	
第126号	68番地先	63番 2 地先				
線						

理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、 議会の議決を経る必要があるため。

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

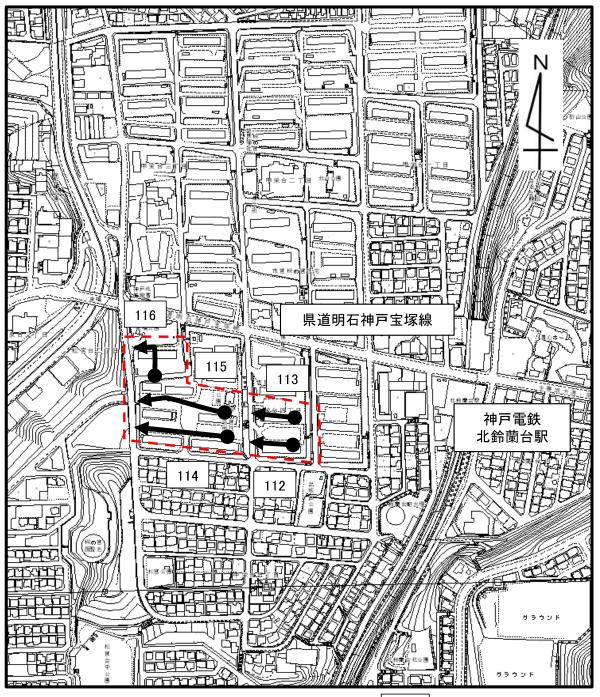
- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければ ならない。

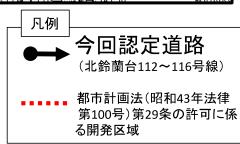
3~5 略

(路線の廃止又は変更)

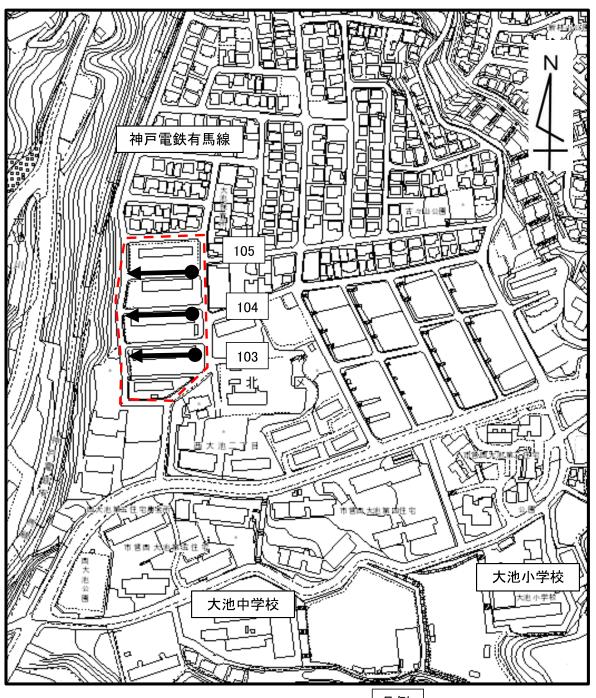
- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、 これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について,第8条第 2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について,それぞれ準用する。

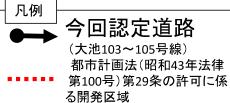
議案参照図(その1)



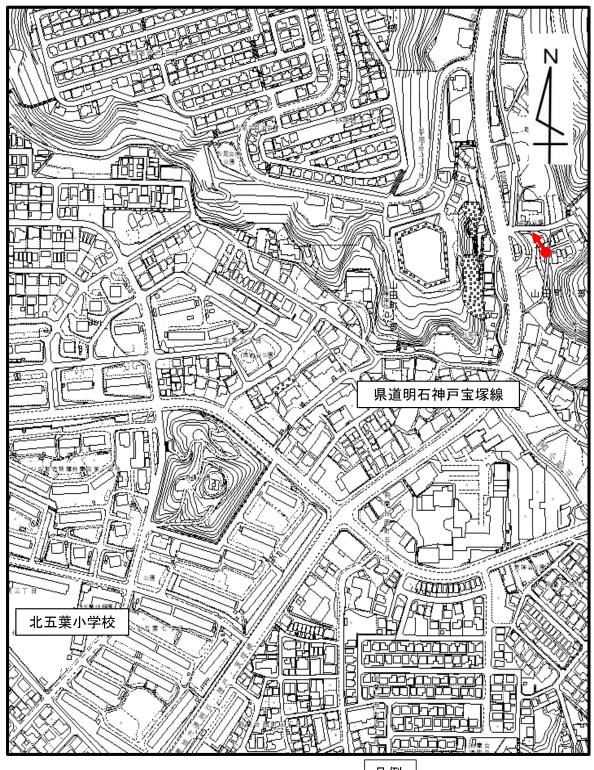


議案参照図(その2)



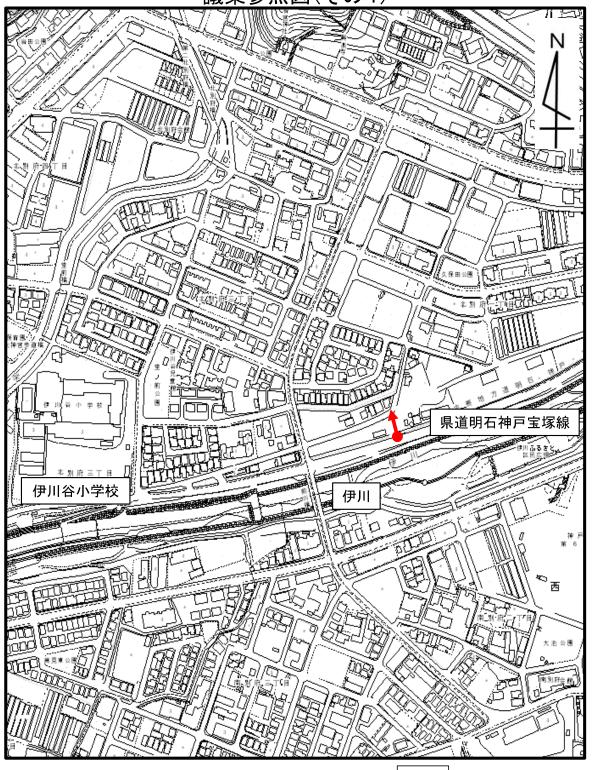


議案参照図(その3)



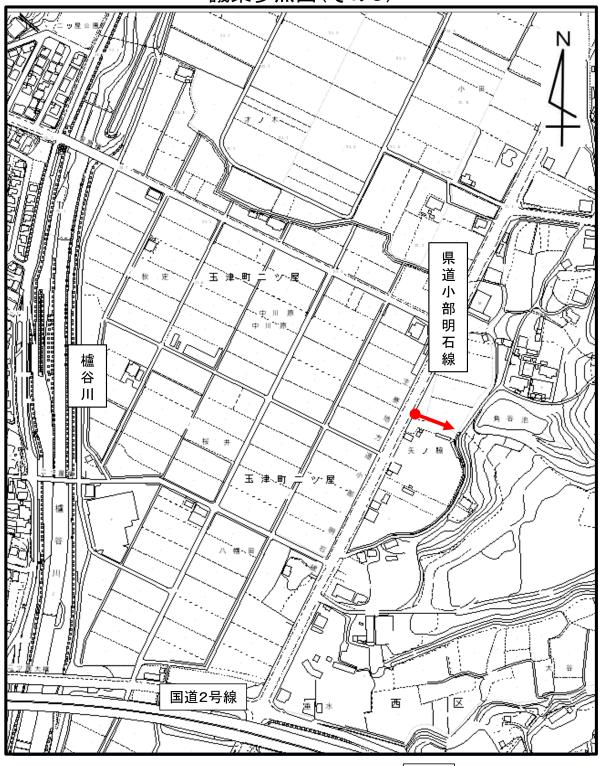


議案参照図(その4)





議案参照図(その5)

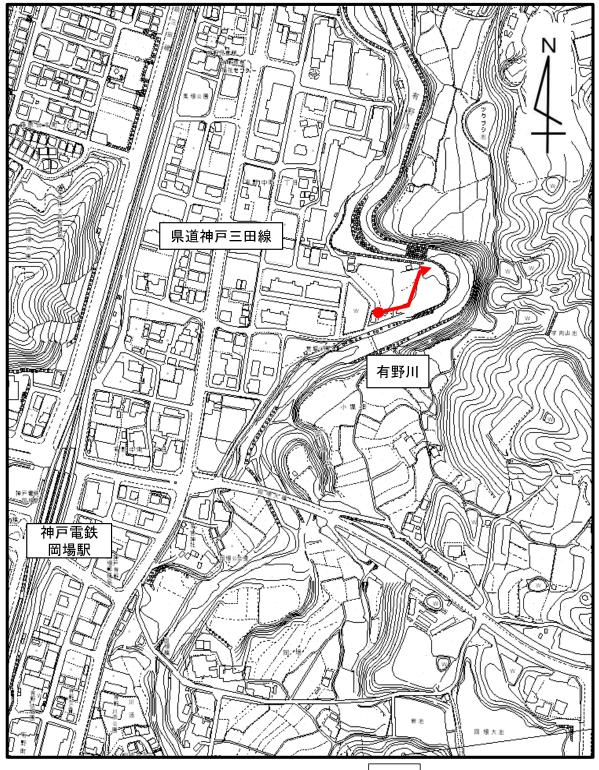


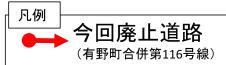


議案参照図(その6) 県道大久保稲 見 加 古 Ш 耳塚池 線 瀬戸川

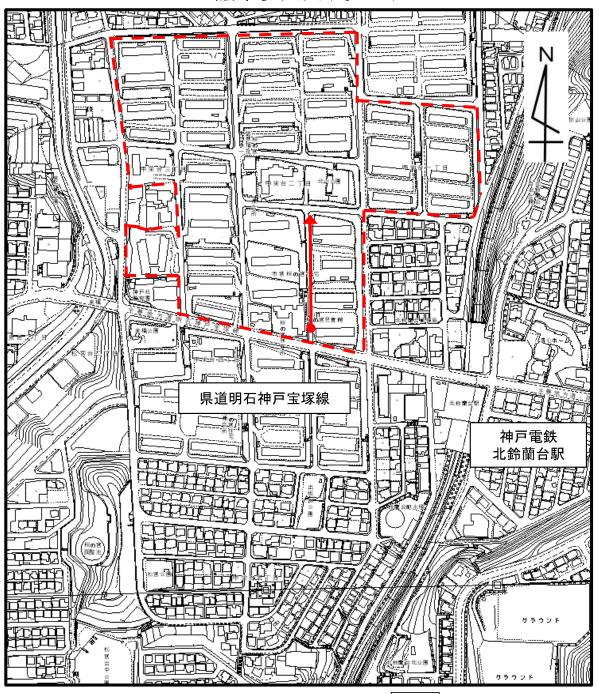


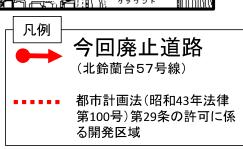
議案参照図(その7)





議案参照図(その8)





議案参照図(その9) 飛松中学校 山陽電鉄



東須磨駅